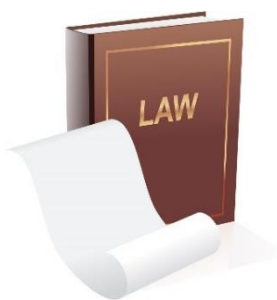


第二・第三部会の皆様にもご案内しています。全会員の方が参加できます。

～ 働き方改革法を中心に ～

労働法制をめぐる最新動向！



さて、7月6日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。この改革法の内容は多岐にわたっておりますが、主として改正された法律は、(1)労働基準法、(2)じん肺法、(3)雇用対策法、(4)労働安全衛生法、(5)派遣法、(6)労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、(7)パート労働法、(8)労働契約法の8つの法律となります。この中でも事業主に大きな影響を与えるものは、労働基準法の改正において、新たに規定されること

となった時間外労働の罰則付き上限規制とされますが、この他にも正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な格差を是正するための同一労働・同一賃金の法整備や、高度プロフェッショナル制度の創設、勤務間インターバル制度の導入などがあります。

このように、次々と労働法制が変わっていく昨今、法律が決まってからでは労働局等から話を聞く機会は多々あるため、出来るだけ現在進行形の法案の審議内容や今後の動きについて話を聞きたいとの主旨で、毎年この時期、経団連より講師をお招きし解説をお願いしておりますが、今回は特に、この働き方改革法の内容を中心に解説いただきます。是非多数お申込み願います。(労働法制に前知識のある方を対象とした講義です)

日時

2018年11月28日(水) 15:00～17:00

会場

京都銀行 本店東館 4F セミナールーム
(京都市下京区烏丸通高辻東北角)

講師

一般社団法人 日本経済団体連合会

労働法制本部統括主幹 鈴木 重也 氏

参加費

無料

申込要領

◇問合せ先 京都経営者協会 事務局（担当：塚本）
TEL 075-361-8406 / E-mail / tsukamoto-h@kyotokeikyo.or.jp
ホームページ / <https://www.kyotokeikyo.or.jp>

京都経協HP



◇申込先 ホームページより、オンラインフォームで申し込みいただくか、下記申込書を
FAX（075-361-8974）にて、お送りください。
※なお、受講券は発行しておりません。直接会場へお越しください。

第一部会「2018年度第3回研究会」参加申込書

< 2018年11月28日(水) 於：株式会社京都銀行 本店東館 4F セミナールーム >
ご記入のうえ、FAXにてお申込み下さい。

貴社名						
連絡窓口 (連絡窓口の方も研究会にご参加の場合は、恐縮ですが下記にもご記入願います)	お名前			部署・役職		
	TEL	()	—	FAX	()	—
	〒					
	E-mail					
所属・役職	参加者お名前(フリガナ)				備考	

⇒ お申込先 FAX 075-361-8974 京都経営者協会 塚本宛